

平成 28 年 8 月 24 日

中日本高速道路株式会社

建築工事共通仕様書の訂正について

平成 28 年 7 月に制定した建築工事共通仕様書について別添のとおり訂正いたします。

【誤】	【正】	備考
<p>1.22.8 保全安全管理者</p> <p>(1) 受注者は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路及び一般有料道路（以下「高速道路等」という。）の路上で工事を行う必要がある場合は、高速道路等を利用している一般通行車両及び工事関係者の安全の確保がなされるよう、交通規制工及び交通規制内工事の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。</p> <p>(2) 保全安全管理者は、一定の技術力及び安全に関する知識及び指導力を有する者で、過去5年以内に「保全安全管理講習」を修了した者でなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。</p> <p>(4) 保全安全管理者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。</p> <p>1.55.2 交通規制</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、「土木工事共通仕様書第19章交通規制工」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、一般通行者等への適切な安全対策等を講じなければならない。また、受注者は交通規制工実施報告書(様式第31号)と交通保安要員実施報告書(様式第32号)を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、前項の安全対策及び保安方法について、本章1.19.1の規定する施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、翌日の交通規制場所及び方法について監督員に連絡するものとする。また、交通規制の開始及び終了時には、当社の道路管制センター及び交通規制場所の所轄保全サービス・センターに連絡しなければならない。なお、上記の連絡先については監督員が受注者に通知するものとする。</p>	<p>1.22.8 保全安全管理者</p> <p>(1) 受注者は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路及び一般有料道路（以下「高速道路等」という。）の路上で工事を行う必要がある場合は、高速道路等を利用している一般通行車両及び工事関係者の安全の確保がなされるよう、交通規制工工及び交通規制内工事の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。</p> <p>(2) 保全安全管理者は、一定の技術力及び安全に関する知識及び指導力を有する者で、過去5年以内に「保全安全管理講習」を修了した者でなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。</p> <p>(4) 保全安全管理者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。</p> <p>1.55.2 交通規制</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、「土木工事共通仕様書第19章交通規制工道路保全要領(路上作業編)」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、一般通行者等への適切な安全対策等を講じなければならない。また、受注者は交通規制工実施報告書(様式第31号)と交通保安要員実施報告書(様式第32号)を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、前項の安全対策及び保安方法について、本章1.19.1の規定する施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、翌日の交通規制場所及び方法について監督員に連絡するものとする。また、交通規制の開始及び終了時には、当社の道路管制センター及び交通規制場所の所轄保全サービス・センターに連絡しなければならない。なお、上記の連絡先については監督員が受注者に通知するものとする。</p> <p>様式第29号、第30号を削除</p>	